

「平成19年度 水質汚濁防止法等の施行状況(第2版)」(平成21年2月)正誤表

表題の冊子において表2 (P. 12) の集計に誤りがありました。その結果、主にこの集計に起因した以下の修正が生じましたので、訂正のうえ、ご利用願います。

該当見出し	項目	誤	→	正
(1) 特定事業場数	4行目(p1)、事業場の数は***	3,944	→	3,906
	4行目(p1)、合計で***	280,555	→	280,517
	7行目(p1)、特定事業場数は***	32	→	13
	9行目(p1)、その対象事業場数は***	35,539	→	35,506
	12行目(p2)、有害物質使用特定事業場の数は***	4,350	→	4,330
	13行目(p2)、有害物質使用特定事業場の数は***	10,762	→	10,757
(2) 特定事業場の業種別内訳	15行目(p2)、有害物質使用特定事業場の数は***	15,112	→	15,087
	3行目(p2)、事業場数の総計は***	213,202	→	213,204
	4行目(p2)、これら***事業場のうち	213,202	→	213,204
ア 届出関係、計画変更命令等	5行目(p2)、事業場の数は***	191,268	→	191,267
	14行目(p3)、法第5条第1項に係る届出数は***	6,654	→	6,657
エ 排水基準違反	14行目(p3)、法第5条第2項に係る届出数は***	16	→	13
	6行目(p4)、排水基準違反の件数は***	10	→	11
	7行目(p4)、警察、海上保安庁の調査によるものが***	7	→	11
	8行目(p4)、(誤)「畜産食料品製造業、」 (正)「畜産食料品製造業、パルプ紙又は紙加工品の製造業、」			
	9行目(p4)、(誤)「COD、pHが5件」 (正)「pHが6件、CODが5件」			
	12行目(p4)、排水基準違反***であった。		→	削除

項	図表	項目	誤	→	正
p9	表1	A平成20年3月末現在計			
		全特定事業場数	280,555	→	280,517
		全特定事業場数	(32)	→	(13)
		①1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場数	35,539	→	35,506
		②うち有害物質使用特定事業場	4,350	→	4,330
		③1日当たりの平均排水量50m3未満の事業場数	(8)	→	(1)
		④うち有害物質使用特定事業場	245,016	→	245,011
		④うち有害物質使用特定事業場	10,762	→	10,757
		水質汚濁防止法上の特定事業場	(24)	→	(12)
		全特定事業場数	(32)	→	(13)
		②うち有害物質使用特定事業場	(8)	→	(1)
		④うち有害物質使用特定事業場	(24)	→	(12)
		瀬戸内海法上の特定事業場			
		全特定事業場数	3,944	→	3,906
		①1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場数	3,695	→	3,662
		②うち有害物質使用特定事業場	637	→	617
		③1日当たりの平均排水量50m3未満の事業場数	249	→	244
④うち有害物質使用特定事業場	42	→	37		
p10	表2	対前年比A/B			
		全特定事業場数	96%	→	95%
		①1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場数	96%	→	95%
		②うち有害物質使用特定事業場	98%	→	95%
		③1日当たりの平均排水量50m3未満の事業場数	90%	→	88%
		④うち有害物質使用特定事業場	98%	→	86%
		13東京都、水質汚濁防止法上の特定事業場			
		④うち有害物質使用特定事業場	(7)	→	削除
		都道府県計、水質汚濁防止法上の特定事業場			
		④うち有害物質使用特定事業場	(14)	→	(7)
政令市計、水質汚濁防止法上の特定事業場					
②うち有害物質使用特定事業場	(7)	→	削除		
④うち有害物質使用特定事業場	(10)	→	(5)		
合計、水質汚濁防止法上の特定事業場					
②うち有害物質使用特定事業場	(8)	→	(1)		
④うち有害物質使用特定事業場	(24)	→	(12)		
27大阪府、瀬戸内海法上の特定事業場					
総数	196	→	256		
①平均排水量50m3/日以上の上の事業場数	178	→	237		
②うち有害物質使用特定事業場	6	→	14		
③平均排水量50m3/日未満の事業場数	18	→	19		
都道府県計、瀬戸内海法上の特定事業場					
総数	2,808	→	2,868		
①平均排水量50m3/日以上の上の事業場数	2,640	→	2,699		
②うち有害物質使用特定事業場	414	→	422		
③平均排水量50m3/日未満の事業場数	168	→	169		
政令市計、瀬戸内海法上の特定事業場					
総数	1,136	→	1,038		
①平均排水量50m3/日以上の上の事業場数	1,055	→	963		
②うち有害物質使用特定事業場	223	→	195		
③平均排水量50m3/日未満の事業場数	81	→	75		
④うち有害物質使用特定事業場	15	→	10		

項	図表	項目	誤	→	正		
p10	表 2	合計、瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	3,944	→	3,906		
		①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	3,695	→	3,662		
		②うち有害物質使用特定事業場	637	→	617		
		③平均排水量50m3/日未満 of 事業場数	249	→	244		
p11	表 2	太田市、水質汚濁防止法上の特定事業場					
		②うち有害物質使用特定事業場	(7)		削除		
		④うち有害物質使用特定事業場	(7)		(2)		
		岸和田市、瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	7	→	削除		
p12	表 2	①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	7	→	削除		
		②うち有害物質使用特定事業場	2	→	削除		
p12	表 2	吹田市、瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	7	→	削除		
p12	表 2	①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	6	→	削除		
		③平均排水量50m3/日未満 of 事業場数	1	→	削除		
p12	表 2	茨木市、瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	9	→	削除		
p12	表 2	①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	9	→	削除		
		②うち有害物質使用特定事業場	2	→	削除		
p12	表 2	八尾市、瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	6	→	削除		
p12	表 2	①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	6	→	削除		
		寝屋川市、瀬戸内海法上の特定事業場					
p12	表 2	総数	5	→	削除		
		①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	5	→	削除		
p12	表 2	尼崎市、瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	26	→	削除		
p12	表 2	①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	21	→	削除		
		②うち有害物質使用特定事業場	8	→	削除		
p12	表 2	③平均排水量50m3/日未満 of 事業場数	5	→	削除		
		④うち有害物質使用特定事業場	5	→	削除		
p12	表 2	明石市、瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	15	→	削除		
p12	表 2	①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	15	→	削除		
		②うち有害物質使用特定事業場	10	→	削除		
p12	表 2	加古川市、瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	23	→	削除		
p12	表 2	①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	23	→	削除		
		②うち有害物質使用特定事業場	6	→	削除		
p12	表 2	政令市計、水質汚濁防止法上の特定事業場					
		②うち有害物質使用特定事業場	(7)	→	削除		
p12	表 2	④うち有害物質使用特定事業場	(10)	→	(5)		
		政令市計、瀬戸内海法上の特定事業場					
p12	表 2	総数	1,136	→	1,038		
		①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	1,055	→	963		
p12	表 2	②うち有害物質使用特定事業場	223	→	195		
		③平均排水量50m3/日未満 of 事業場数	81	→	75		
p12	表 2	④うち有害物質使用特定事業場	15	→	10		
		p15	表 4	旅館業 (66の2) 事業場数	68,961	→	68,962
1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場数	4,808	→		4,809			
自動式車両洗浄施設 (71)							
事業場数	30,115	→		30,114			
1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場数	103	→		102			
洗たく業 (67)							
事業場数	24,006	→		24,005			
1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場数	502	→		501			
し尿処理施設 (72)							
事業場数	12,271	→		12,280			
1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場数	10,782	→		10,796			
酸・アルカリ表面処理施設 (65)							
事業場数	6,074	→		6,068			
1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場数	1,496	→		1,491			
1日当たりの平均排水量50m3未満 of 事業場数	4,578	→	4,577				
総計							
事業場数	213,202	→	213,204				
1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場数	21,934	→	21,937				
1日当たりの平均排水量50m3未満 of 事業場数	191,268	→	191,267				
p16	表 5	号番号2	中段=(瀬)	総数	90	→	89
			①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	90	→	89	
		下段=計	総数	3,020	→	3,019	
			①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	688	→	687	
		号番号5	中段=(瀬)	総数	25	→	26
			①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	25	→	26	
下段=計	総数	3,504	→	3,505			
	①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	182	→	183			
p17	表 5	号番号19	中段=(瀬)	総数	209	→	204
			①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	206	→	201	
		②うち有害物質使用特定事業場	15	→	13		
		下段=計	総数	2,776	→	2,771	
①平均排水量50m3/日以上 of 事業場数	596	→	591				

項	図表	項目		誤	→	正	
p17	表 5	号番号19		②うち有害物質使用特定事業場	95	→	93
		号番号21	中段=(瀬)	総数	19	→	18
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	19	→	18
		号番号23	中段=(瀬)	総数	102	→	101
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	101	→	100
		p18	表 5	号番号26	中段=(瀬)	総数	20
	①平均排水量50m3/日以上の事業場数				20	→	18
	②うち有害物質使用特定事業場				14	→	12
下段=計	総数			56	→	54	
	①平均排水量50m3/日以上の事業場数			38	→	36	
号番号27	中段=(瀬)			総数	79	→	78
		①平均排水量50m3/日以上の事業場数	78	→	77		
p19	表 5	号番号40	中段=(瀬)	②うち有害物質使用特定事業場	45	→	44
			下段=計	総数	462	→	461
		号番号46	中段=(瀬)	総数	216	→	215
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	113	→	112
		号番号47	中段=(瀬)	総数	43	→	42
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	42	→	41
p20	表 5	号番号51の2	中段=(瀬)	総数	307	→	306
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	163	→	162
		号番号53	中段=(瀬)	総数	3	→	2
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	3	→	2
		号番号54	中段=(瀬)	総数	10	→	9
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	4	→	3
号番号55の2	中段=(瀬)	総数	56	→	53		
	下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	55	→	52		
号番号56の2	中段=(瀬)	総数	419	→	416		
	下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	222	→	219		
号番号57の2	中段=(瀬)	総数	32	→	31		
	下段=計	③平均排水量50m3/日未満の事業場数	3	→	2		
p20	表 5	号番号58の2	中段=(瀬)	④うち有害物質使用特定事業場	2	→	1
			下段=計	総数	332	→	331
		号番号59の2	中段=(瀬)	③平均排水量50m3/日未満の事業場数	148	→	147
			下段=計	④うち有害物質使用特定事業場	38	→	37
		号番号60の2	中段=(瀬)	総数	19	→	17
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	19	→	17
p20	表 5	号番号61の2	中段=(瀬)	②うち有害物質使用特定事業場	11	→	9
			下段=計	総数	158	→	156
		号番号62の2	中段=(瀬)	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	65	→	63
			下段=計	②うち有害物質使用特定事業場	34	→	32
		号番号63の2	中段=(瀬)	総数	9	→	8
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	9	→	8
p20	表 5	号番号64の2	中段=(瀬)	総数	829	→	828
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	150	→	149
		号番号65の2	中段=(瀬)	総数	16	→	14
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	13	→	11
		号番号66の2	中段=(瀬)	総数	2,909	→	2,907
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	87	→	85
号番号67の2	中段=(瀬)	総数	45	→	42		
	下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	44	→	41		
p20	表 5	号番号68の2	中段=(瀬)	②うち有害物質使用特定事業場	24	→	22
			下段=計	総数	298	→	295
		号番号69の2	中段=(瀬)	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	132	→	129
			下段=計	②うち有害物質使用特定事業場	63	→	61
		号番号70の2	中段=(瀬)	総数	22	→	20
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	21	→	19
号番号71の2	中段=(瀬)	②うち有害物質使用特定事業場	14	→	12		
	下段=計	総数	254	→	252		
p20	表 5	号番号72の2	中段=(瀬)	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	90	→	88
			下段=計	②うち有害物質使用特定事業場	61	→	59
		号番号73の2	上段=(水)	②うち有害物質使用特定事業場	(2)	→	削除
			中段=(瀬)	④うち有害物質使用特定事業場	(3)	→	(1)
		号番号74の2	中段=(瀬)	総数	72	→	70
			下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	67	→	65
号番号75の2	中段=(瀬)	②うち有害物質使用特定事業場	35	→	33		
	下段=計	総数	2,481	→	2,479		
号番号76の2	中段=(瀬)	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	566	→	564		
	下段=計	②うち有害物質使用特定事業場	331	→	329		
号番号77の2	中段=(瀬)	②うち有害物質使用特定事業場	(2)	→	削除		
	下段=計	④うち有害物質使用特定事業場	(3)	→	(1)		
号番号78の2	中段=(瀬)	総数	5	→	4		
	下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	5	→	4		
号番号79の2	中段=(瀬)	②うち有害物質使用特定事業場	5	→	4		
	下段=計	総数	37	→	36		
号番号80の2	中段=(瀬)	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	20	→	19		
	下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	20	→	19		

項	図表	項目		誤	→	正	
p20	表 5	号番号64	下段=計	②うち有害物質使用特定事業場	8	→	7
p21	表 5	号番号65	上段=(水)	②うち有害物質使用特定事業場	(3)	→	削除
				④うち有害物質使用特定事業場	(5)	→	削除
			中段=(瀬)	総数	203	→	197
				①平均排水量50m3/日以上の事業場数	190	→	185
				②うち有害物質使用特定事業場	116	→	113
				③平均排水量50m3/日未満の事業場数	13	→	12
				④うち有害物質使用特定事業場	5	→	4
			下段=計	総数	6,074	→	6,068
				①平均排水量50m3/日以上の事業場数	1,496	→	1,491
				②うち有害物質使用特定事業場	915	→	912
				②うち有害物質使用特定事業場	(3)	→	削除
				③平均排水量50m3/日未満の事業場数	4,578	→	4,577
			④うち有害物質使用特定事業場	1,540	→	1,539	
			⑤	(5)	→	削除	
		号番号66	上段=(水)	②うち有害物質使用特定事業場	(1)	→	削除
				④うち有害物質使用特定事業場	(3)	→	削除
			中段=(瀬)	総数	41	→	40
			③平均排水量50m3/日未満の事業場数	4	→	3	
			④うち有害物質使用特定事業場	4	→	3	
		下段=計	総数	1,848	→	1,847	
			②うち有害物質使用特定事業場	(1)	→	削除	
			③平均排水量50m3/日未満の事業場数	1,288	→	1,287	
			④うち有害物質使用特定事業場	1,039	→	1,038	
			④うち有害物質使用特定事業場	(3)	→	削除	
		号番号66の2	中段=(瀬)	総数	475	→	476
				①平均排水量50m3/日以上の事業場数	411	→	412
		下段=計	総数	68,961	→	68,962	
①平均排水量50m3/日以上の事業場数	4,808		→	4,809			
号番号66の3	中段=(瀬)	総数	40	→	42		
		①平均排水量50m3/日以上の事業場数	38	→	40		
下段=計	総数	961	→	963			
	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	285	→	287			
号番号66の4	中段=(瀬)	総数	59	→	58		
		①平均排水量50m3/日以上の事業場数	53	→	52		
下段=計	総数	973	→	972			
	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	331	→	330			
号番号67	中段=(瀬)	総数	56	→	55		
		①平均排水量50m3/日以上の事業場数	53	→	52		
下段=計	総数	24,006	→	24,005			
	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	502	→	501			
号番号68の2	中段=(瀬)	総数	121	→	118		
		①平均排水量50m3/日以上の事業場数	118	→	115		
下段=計	総数	875	→	872			
	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	499	→	496			
p22	表 5	号番号71	中段=(瀬)	総数	18	→	17
				①平均排水量50m3/日以上の事業場数	14	→	13
				②うち有害物質使用特定事業場	1	→	削除
			下段=計	総数	30,115	→	30,114
			①平均排水量50m3/日以上の事業場数	103	→	102	
			②うち有害物質使用特定事業場	2	→	1	
			④うち有害物質使用特定事業場	(6)	→	(4)	
		号番号71の2	中段=(瀬)	総数	99	→	94
				①平均排水量50m3/日以上の事業場数	74	→	71
				②うち有害物質使用特定事業場	49	→	46
				③平均排水量50m3/日未満の事業場数	25	→	23
				④うち有害物質使用特定事業場	20	→	18
		下段=計	総数	4,629	→	4,624	
			①平均排水量50m3/日以上の事業場数	542	→	539	
			②うち有害物質使用特定事業場	326	→	323	
			③平均排水量50m3/日未満の事業場数	4,087	→	4,085	
			④うち有害物質使用特定事業場	1,937	→	1,935	
			⑥	(6)	→	(4)	
		号番号71の3	中段=(瀬)	総数	16	→	14
				①平均排水量50m3/日以上の事業場数	14	→	12
		下段=計	総数	1,098	→	1,096	
			①平均排水量50m3/日以上の事業場数	82	→	80	
		号番号71の4	中段=(瀬)	総数	8	→	7
				①平均排水量50m3/日以上の事業場数	7	→	6
		下段=計	総数	510	→	509	
			①平均排水量50m3/日以上の事業場数	104	→	103	
		号番号71の5	上段=(水)	②うち有害物質使用特定事業場	(1)	→	削除
中段=(瀬)	総数		9	→	8		
	①平均排水量50m3/日以上の事業場数		8	→	7		
下段=計	総数	1,295	→	1,294			
	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	72	→	71			
	②うち有害物質使用特定事業場	(1)	→	削除			
号番号72	中段=(瀬)	総数	945	→	954		
		①平均排水量50m3/日以上の事業場数	920	→	929		
下段=計	総数	12,271	→	12,280			

項	図表	項目		誤	→	正		
p22	表 5	号番号72	下段=計	①平均排水量50m3/日以上の事業場数	10,787	→	10,796	
		号番号74	中段=(瀬)	総数	43	→	44	
				①平均排水量50m3/日以上の事業場数	42	→	43	
			下段=計	総数	654	→	655	
				①平均排水量50m3/日以上の事業場数	349	→	350	
		合計		上段=(水)	②うち有害物質使用特定事業場	(8)	→	(1)
					④うち有害物質使用特定事業場	(24)	→	(12)
				中段=(瀬)	総数	3,944	→	3,906
					①平均排水量50m3/日以上の事業場数	3,695	→	3,662
				下段=計	②うち有害物質使用特定事業場	637	→	617
③平均排水量50m3/日未満の事業場数	249				→	244		
p23	表 6	政令市計	第5条第1項の届出	第5条第2項の届出	1,917	→	1,920	
				第5条第2項の届出	10	→	7	
		合計	第5条第1項の届出	第5条第2項の届出	6,654	→	6,657	
				第5条第2項の届出	16	→	13	
		吹田市	第5条第1項の届出	第5条第2項の届出	2	→	5	
				第5条第2項の届出	3	→	削除	
		政令市計	第5条第1項の届出	第5条第2項の届出	1,917	→	1,920	
				第5条第2項の届出	10	→	7	
		p33	表 9	鳥取県	排水基準違反	1	→	2
				都道府県	排水基準違反	6	→	7
合計	排水基準違反			10	→	11		
p36	表10	○排水基準違反業種別内訳(第31条)の畜産食料品製造業(2)の下へ以下の1行を追加 違反業種=「パルプ、紙又は紙加工品の製造業(23)」、件数=「1」						
p36	表10	○排水基準違反項目別内訳(第31条)のpHの件数						
p36	表10	○排水基準違反項目別内訳(第31条)のpH行をCOD行の上へ移動						
p43	参考	平成19年度	(1) 全特定事業場数	①50m3/日以上	280,555	→	280,517	
				うち有害物質使用特定事業場	35,539	→	35,506	
				うち有害物質使用特定事業場	4,350	→	4,330	
				うち有害物質使用特定事業場	(8)	→	(1)	
				②50m3/日未満	245,011	→	245,011	
				うち有害物質使用特定事業場	10,762	→	10,757	
				うち有害物質使用特定事業場	(24)	→	(12)	
				1. 旅館業	68,961	→	68,962	
				3. 自動式車両洗浄施設	30,115	→	30,114	
				①排水基準違反	10	→	11	